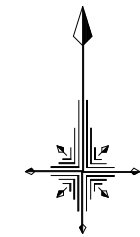
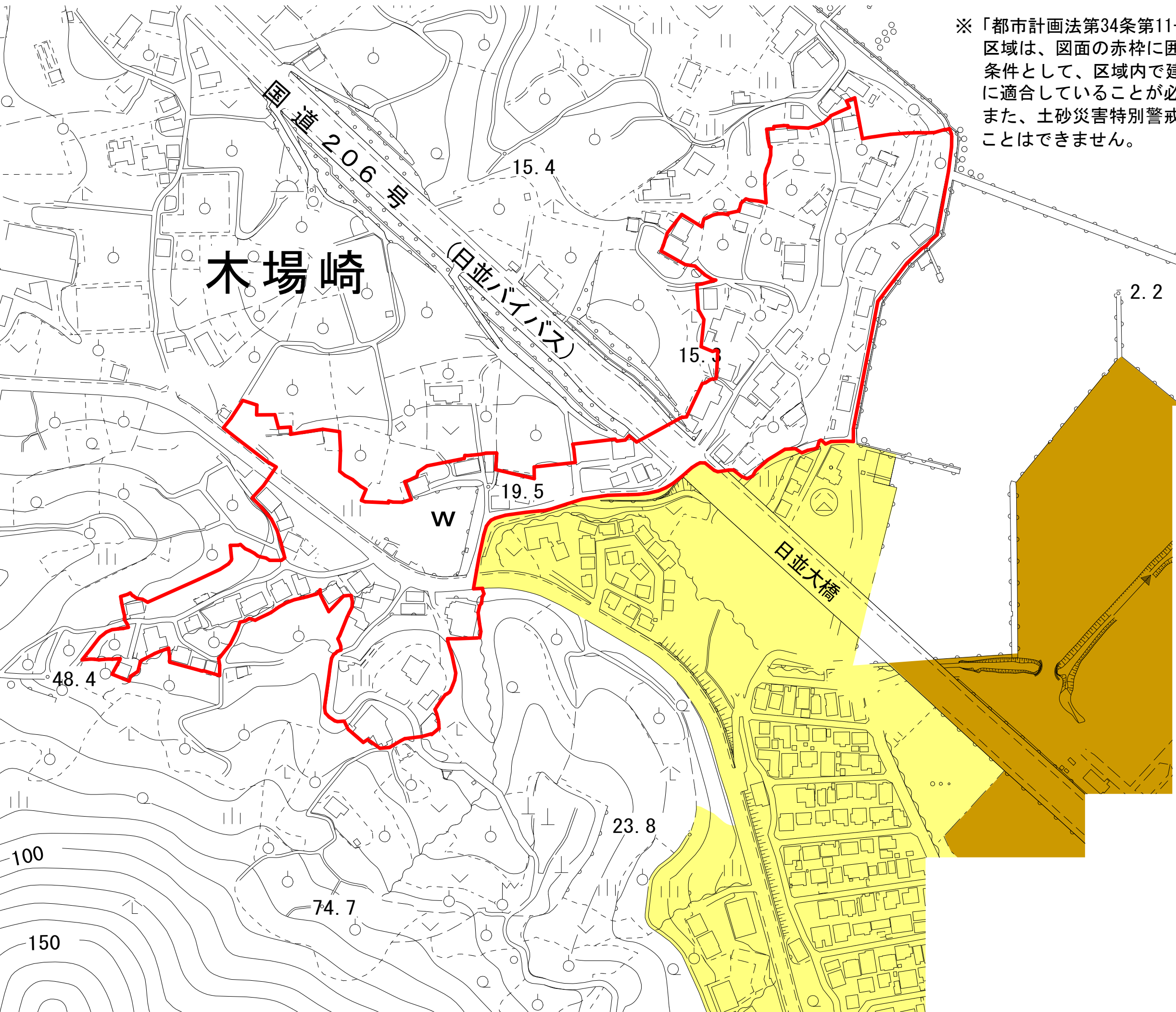


「都市計画法第34条第11号の規定により県条例で指定する土地の区域 日並郷木場崎地区」

※「都市計画法第34条第11号の規定により県条例で指定する土地の区域は、図面の赤枠に囲まれた区域となります。」
条件として、区域内で建築する場合は、長崎県の条例及び規則に適合していることが必要となります。
また、土砂災害特別警戒区域は、建築物の敷地として取り込むことはできません。



凡 例

表示（色）	種 別
	指定する土地の区域

縮尺 S=1 : 2, 500